

あなたの国民年金

パート 31



国民年金は、年をとった時、不幸にして障害者や母子家庭となってしまった時の生活の大きな支えとなっています。

この年金は、加入者のみなさんが納めている保険料と国の負担でまかなわれています。働く若い世代が納める保険料で、今のお年寄りの年金を支えていく仕組になっています。現在の保険料額は、年金額からみてかなり低めの額に

—国民年金保険料—

4月から 9,700円に

保険料は、前納すると割引きになります。

なっています。

そこで、保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮し、いつの時代にも年金制度が健全に運営できるようにみなさんの急激な負担をさけ、段階的に引き上げているわけです。老後の安心のためにも、保険料の引き上げにご理解ください。

■保険料は便利で有利な前納を

国民年金は、前納することができます。前納しますと毎月納める手間がはぶけ、納め忘れの心配もなく安心です。保険料の割引きもあります。

前納される方は、4月30日(木)までに納めてください。

保険料納付額 (平成4年4月)

区分	定額保険料	付加保険料込み
1カ月	9,700円	10,100円
1年	116,400円	121,200円
1年前納	113,590円	118,270円
割引額	2,810円	2,930円

(平成4年4月～平成5年3月)

割引率 5.5%

■学生のみなさん

国民年金の加入手続きは……

国民年金制度では、20才から60才になるまでの40年間加入することにより、満額の老齢基礎年金が受けられる仕組になっています。

ただし、学生については、これまで加入が任意とされていたため加入していない場合、次のような問題が生じていました。

① 在学中に交通事故などで障害を生じても、障害年金が受けられない

② 満額の老齢基礎年金が受けられない。

そこで昨年4月から、学生も20才になったら国民年金に必ず加入するよう法律が改正されました。

しかし、一般的に学生は収入がありませんので、学生本人と親元の所得が基準以下である場合は申請すると保険料が免除されることになっています。

加入手続きは、住民票のある市町村役場の国民年金係です。

なお、届け出はご父兄の方が代理ですることも出来ます。

新たに加入することになった学生は、大学・短期大学・各種専門学校・各種専修学校などに在学する20才以上の方です。



届け出に来た 小林浩一さん 20才 谷中

「新聞を見て国民年金に加入しなければならないと思い、届けにきました。」 福祉関係の専門学校に通う学生さん。

お母さん

「この子が自分で年金に加入しなければと言ったので、いっしょに來たんです。」

4月30日(木)は、国民年金4月分の納期です。